

梅木加津子 議員



(一問一答方式)

- ①インボイス制度
- ②大洲市水道ビジョン
- ③学校給食費
- ④地域自治組織の再編
- ⑤会計年度任用制度等

大洲市水道ビジョンについて

問 水道事業における内部留保資金もある中で、大洲市水道事業経営審議会の答申はなぜ水道料金の引き上げとなったのか。

答 今回の答申は、令和3年11月に諮問した水道事業の健全経営についての答申となり、水道ビジョンを基に水道事業の現状、今後の施設の更新需要や耐震化、人口・有収水量の減少など多岐にわたる要素を検討し提出されたものです。

また、内部留保資金の残高は、令和3年度末現在で補填財源としては積立金を含め8億5,393万円ですが、令和4年度予算において、建設改良等の支出が約16億円、収入は約11億円であり、不足額となる約5億円は、この補填財源を充てなければならず、決して余裕があるものではありません。

経常収支比率は、令和3年度が103.8%で単年度収支が黒字であることを示す100%以上ですが、料金収入以外の一般会計繰入金で賄われている状態で、料金回収率は100%を下回っている状態です。

地方公営企業法により公営企業は、負担区分に基づき一般会計が負担する経費を除いては、料金収入をもって経営を行うこととされており、独立採算制が基本原則となっています。このため、水道事業によって得られた利益を施設更新等に充て、安心して安全な水を将来にわたって永続的に供給するため、中長期の更新需要、財政収支に基づいた適正な料金改定は必要と考えており、審議会での審議結果もやむを得ないとの答申をいただいています。

学校給食費について

問 学校給食費の無償化をするつもりはないか。

答 給食事業は、学校給食法第11条「学校給食の負担」にある設備経費や運営経費以外は保護者負担と

する規定に沿って実施しています。

ただし国は、自治体が学校給食費に補助することは否定していないことから、本市では、物価高騰による食材の値上げによる保護者負担を増加させないために、9月補正予算で値上げ相当分を市が負担することにしました。また、これまでも経済的に困りの保護者に対しては就学援助制度を推奨し、給食費等の支援を行っています。

学校給食費の無償化に必要な経費は、令和4年度予算ベースで試算した場合、保護者に納付していただく給食費は1億8,403万1,000円となり、これに物価・食材費の高騰に係る部分を加味すると2億203万1,000円の予算が必要となります。

また、地方創生臨時交付金を活用し、子育て支援施策として独自に無償化している自治体もありますが、この交付金はあくまでコロナ禍や物価高騰などの影響を受けた対策としての臨時的な措置であり、恒久的な財源となるものではありません。

本来、学校給食費の無償化は、恒久的な財源を確保したうえで、国の施策として全国一律に行うべきものと考えています。

地域自治組織の再編について

問 自治会組織と公民館を再編すれば地域が抱える課題を解決できるとあるが、どう解決できるのか。

答 市町村合併以降、人口は大幅に減少し、人口に対する65歳以上の高齢者が占める割合である高齢化率の上昇が続いています。人口減少や高齢化が進む中で、多くの地域において役員の成り手、担い手不足のほか、自治会および公民館活動において類似した役職があることにより指揮命令系統が不明確で分かりにくいなどの課題が生じています。

そこで、人づくり、地域づくりの共通の目的、目標を持つこれら2つの組織を一元化することで役職を統合し、必要とされる役員数を減らし、指揮命令系統が明確になることで自立した持続可能で効率的な組織運営が可能となるなど、これらの課題が解決できるだけでなく、地域が一体となって事業に取り組む体制が整い、地域が抱える課題や多様化する住民ニーズに応じた魅力ある事業展開など活発な活動が行えるものと考えています。